



国民年金 + 農業者年金

# 担い手積立年金

※「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。

「老後のことだから、  
まだまだ関係ない」と  
お思いの農業者のみならず

人生100年時代、安心して老後を迎えるためには、農業者年金に加入して、不安を解消しましょう。農業者年金は、国民年金に上乗せできる農業者のための公的年金です。国の担い手対策も兼ねた政策年金という面もあり、多くのメリットを備えています。今回、5つのポイントをご紹介します。節税対策をしながら年金を積み立ててみませんか？

## 知って得する 農業者年金

**ポイント1**  
農業従事者なら  
広く加入できる！

次の要件を満たす方なら、どなたでも加入可能です。

- ① 国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
- ② 年間60日以上農業に従事
- ③ 20歳以上60歳未満の方



**ポイント2**  
少子高齢時代に強い  
積立方式・確定拠出型の年金

加入者が積み立てた保険料とその運用益を足した額により将来受け取る年金額が決まるシステム。

加入後でも保険料の額は、月額2万〜6万7千円の範囲なら千円単位で自由に決定・変更でき、脱退や再加入もできます。



**ポイント3**  
終身年金で  
80歳までの保証付き

現在65歳の日本人の平均余命は男女とも80歳を超えています。終身年金である農業者年金は長い老後をしっかりとサポート。

万が一、80歳前に亡くなってしまった場合、死亡一時金をご遺族に支給されます。この場合加入期間等により払った額を下回る場合があります。農業者年金の加入には農地の権利名義は要りません。

**ポイント4**  
税制面で大きな  
優遇措置

積み立てる保険料は、払ったご家族分の保険料も含めて社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果があります。また、運用益は非課税で年金の原資として積み上がります。農業経営にゆとりが出たときは、保険料の増額や、「前納納付」で一括して納め節税額をアップすることもできます。

**ポイント5**  
要件を満たす  
担い手は保険料の  
国庫補助

農業者年金では、「就農したばかりで所得が低い時期」を厚く支援しています。このため、一定の要件を満たす担い手に対して保険料の一部を一定期間、国が補助する制度があります。認定農業者で青色申告をしている方や家族経営協定を結んだ配偶者や後継者の方、経営継承された方はご相談ください。



農業者年金のご相談は  
富士市農業委員会 (TEL:55-2880) または、  
JA各支店営農経済窓口にて  
お問合せください。



詳しくは

<https://www.nounen.go.jp>